

日本電気技術規格委員会における日本機械学会規格の承認について

平成14年11月12日

日電規委14第24号

日本電気技術規格委員会幹事

日本電気技術規格委員会は、(社)日本機械学会の発電用設備規格委員会が制定した「発電用火力設備規格」を、当委員会承認の規格とすることについて検討しております。

この件に関してご意見のある方は、理由を付して文書でご提出下さい。

1. 委員会での検討概要

(社)日本機械学会の発電用設備規格委員会(以下、「JSME委員会」と略称。)は、同委員会制定の「発電用火力設備規格(以下、「JSME火力規格」と略称。)」が、「発電用火力設備の技術基準の解釈(以下、「火技解釈」と略称。)に規格全体としてそのまま引用(以下「パッケージ引用」と略称。)されることを希望しており、そのために必要と思われるJSME火力規格の「発電用火力設備の技術基準(以下、「火技省令第51号」と略称。)」への適合性について、日本電気技術規格委員会で審議し、承認されるよう求めております。

当委員会では、この求めに対し、下部の検討機関として火力規格特別懇談会(以下「火特懇」と略称。)を設置し、JSME委員会より提出されたこれら資料を基に以下の検討を行い、その検討結果を報告書としてとりまとめました。

JSME火力規格が火技省令第51号に適合しているかどうかについて検討。

JSME火力規格について、火技解釈へのパッケージ引用を求める規格としての妥当性を審議し、また、火技解釈への引用を求める際の課題等の摘出を実施。

以上の結果、検討報告書では、JSME規格の火技解釈への引用を念頭に、の火技省令第51号への適合性については、JSME規格が同省令に適合しているとの判断をしており、の火技解釈への引用に関する課題への対応については、今後関係機関と協議すべきであるとしております。

2. ご意見を求める事項

上記の検討結果を踏まえ、当委員会では、火特懇の検討報告書の内容を審議し、JSME規格の火技省令第51号への適合性について判断することとしており、この点についてご意見を聞くものです。

ご意見をいただくに際しては、JSME規格の火技省令第51号への適合性を判断している火特懇の検討報告書及び今回の検討の基となっているJSME火力規格を公開いたしますので、これら資料をご覧いただき、火特懇検討報告書の検討結果の妥当性、及びJSME火力規格が火技省令第51号へ適合していると認め得るものであるか否かについてご意見をお寄せ下さ

い。

なお、JSME 火力規格は、JSME 委員会においてその制定に当たり外部の意見を聞く手続きを既に経ており、提出された意見に関しては、JSME 火力規格制定の際に考慮されております。

3 . 本件に関する閲覧用資料

日本機械学会 発電用火力設備規格の火技省令への適合性及び火技解釈への引用に係る課題 検討報告書 (日本電気技術規格委員会 / 火力規格特別懇談会の検討報告書)
発電用火力設備規格 (日本機械学会 発電用設備規格委員会)
発電用火力設備規格の概要 (")

4 . 資料等の問い合わせ先・意見提出先

日本電気技術規格委員会 事務局 ((社)日本電気協会内)

電 話 : 03-3216-0553 内線 252 F A X : 03-3214-6005

所在地 : 〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-7-1 有楽町電気ビル北館 4 階

5 . 意見提出期限

平成 1 4 年 1 2 月 1 1 日(水)

なお、提出いただいたご意見等は、氏名を伏せて公表する場合がありますので、ご了承ください。

備考 :

日本電気技術規格委員会は、電気事業法に係る審査基準等(技術基準の解釈)に引用されるような民間規格・基準等を審議、承認する公正・中立な民間規格策定機関として平成 9 年に設立された委員会で、上記案件を委員会において承認するに当たって外部の意見を聞くものです。